

様式第4号（第11条関係） （用紙 日本工業規格A4縦型）

文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申出のあった文書の開示については、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

文 書 の 名 称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担 当 部 所	電話番号
備 考	

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、事業協会に対して異議申出をすることができます。